

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査アンケート業務委託について (対象:区民アンケート)
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【事後報告】**

第14条第1項(上記以外の委託)

(担当部課:総務課男女共同参画・平和担当副参事)  
担当:男女共同参画・平和担当 担当者 中山 内線(2432)

## 事業の概要

事業名	男女共同参画に関する区民の意識・実態調査アンケート
担当課	総務部総務課男女共同参画・平和担当
目的	区民の男女平等意識と仕事・家庭・地域での活動実態・問題意識等を把握する。平成 19 年度に策定する男女共同参画推進計画の基礎資料とし、今後の区の施策に反映させる。
対象者	満 18 歳以上の区民（層化二段無作為抽出）
事業内容	男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関する区民意識・実態調査 アンケート設問の作成 アンケートの配布・回収 集計・分析 印刷・製本 ・本編 250部 ・概要版 500部 製本内容の提供（PDF）

：：：

別紙(業務委託=個人情報の提供を伴わない委託=個人情報の収集委託等)

3. その他の委託(第14条第1項)・・・事後報告

件名 新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査アンケート業務委託について

保有課 (担当課)	総務部総務課男女共同参画・平和担当
登録業務の名称	区民の意識・実態調査アンケート業務
委託先	社団法人 中央調査社
委託に伴い事業者 に処理させる情報項目 (だれの、どのような項目か)	無作為抽出した18歳以上の区民2,500名に対して行う、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関する意識調査のアンケート配布にあたり、宛名ラベル(住所・氏名)を提供する。また、回収にあたっては、担当課にて郵送による回収を行い、職員が各問いに関して個人情報の有無を確認の上、委託業者に引き渡し、委託業者がアンケートの集計・分析を行い、本編並びに概要版の作成を行う。
委託理由	大量の封入封緘および事務処理を要するため委託する。
委託の内容	アンケート設問の作成 アンケートの郵送配布 集計・分析 印刷製本 ・本編 250部 ・概要版 500部 製本内容の提供(PDF)
委託の開始時期及び期限	平成19年 5月26日 から 平成19年 8月15日まで
委託にあたり区が行う情報 保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報 保護対策	宛名シール(住所・氏名)及び回収したアンケート調査は、施錠できる金庫に保管する。

# 特記事項

## （基本的事項）

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## （秘密の保持）

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## （目的外利用及び第三者への提供等の禁止）

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## （適正な管理）

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## （複写等の禁止）

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## （再委託の禁止）

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## （資料等の返還等）

7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## （業務に関する報告）

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## （監査）

9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## （従業員に対する教育）

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## （事故発生時等における報告）

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## （公表）

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## （損害の賠償）

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。